

特記仕様書

第1 工事概要

工 事 名：老朽化通信ケーブル更新工事
工事場所：航空自衛隊松島基地
工 期：契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで
工事概要：通信ケーブルの更新及び切替接続

第2 共通事項

1 仕様

本工事は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (2) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (4) 有線・無線通信工事共通仕様書

2 立入制限

本工事のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 施工場所及び周辺の清掃

施工場所及び周辺の道路等は、工事によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

施工中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に工事を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	備考
開始前	現場代理人指名・変更通知書及び略歴書	
開始前	協議書	
開始前	工程表	
開始前	緊急連絡先一覧表	
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	
実施中	産業廃棄物管理票（写し）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
完成時	写真台帳（任意様式）	
完成時	完成通知書	
完成時	引渡書	
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱い説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

8 写真

- (1) 写真は、施工前、施工中、施工後、材料検査及び目視できない箇所の施工状況、その他監督官の指示により撮影し、各 1 枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

9 材料

使用する材料は、JIS、JCS、JAS、JEC 及び JWWA 等の規格があるものは適合する新品とし、契約相手方が準備するものとする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

10 官公署その他への届出等

- (1) 工事の着工、施工及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

11 産業廃棄物及び発生材の処理等

- (1) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号））に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出するものとする。
- (2) 金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

12 完成検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、産業廃棄物管理票の写し及びその他提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての工事の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

13 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本工事に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本工事の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、施工完了後全て監督官に返納するものとする。

14 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 施工中は、他の工作物等に損害を与えないよう施工し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第 3 特記事項

1 工事内容

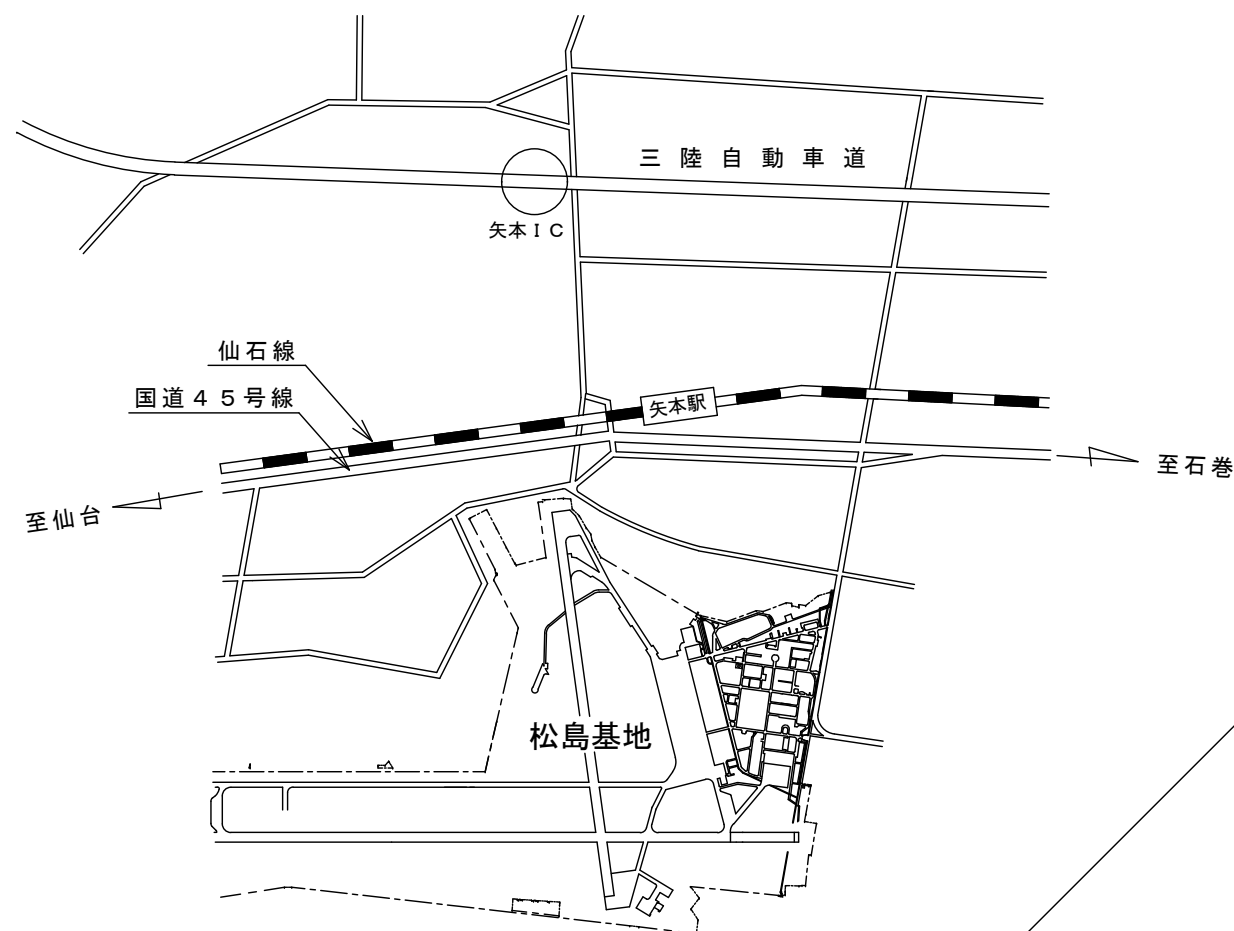
項目	数量	単位	備考
通信ケーブル新設	550	m	市内ケーブル CCP-AP0. 65-30P を使用する。
	570	m	市内ケーブル CCP-AP0. 9-10P を使用する。
切替接続	4	箇所	接続材料は解体可能型レジン注入キット（K3-NX または同等品）を使用し、心線接続は手ひねり半田揚げとする。
線路試験	2	区間	切替接続前、切替接続後
通線ひも新設	1120	m	P P ロープを使用する。
通信ケーブル撤去	550	m	市内ケーブル CCP-AP0. 65-30P
	570	m	市内ケーブル CCP-AP0. 9-10P

2 通信ケーブル新設工事

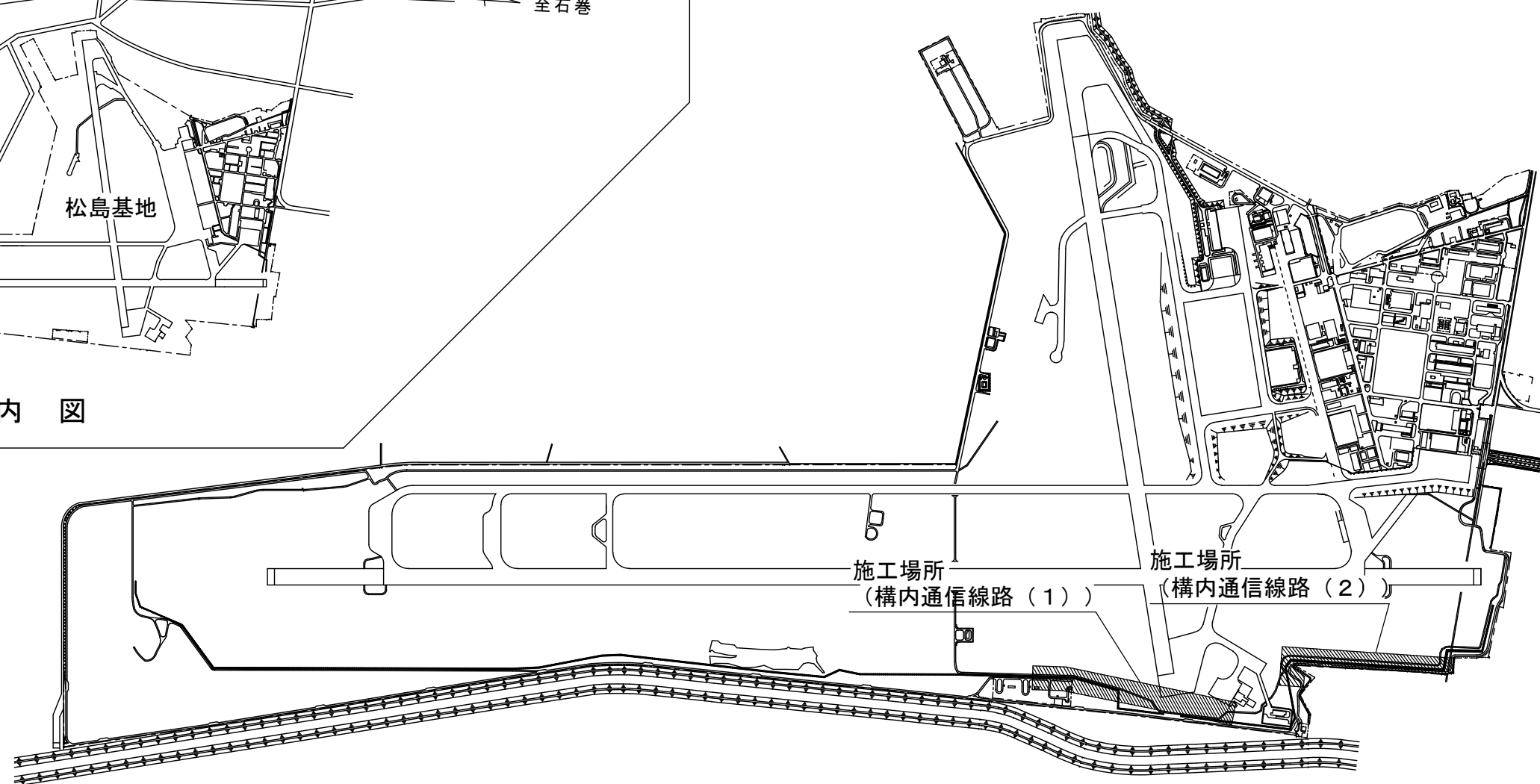
- (1) 新設物は、各図面の新設項目による。
- (2) 本工事に伴う切替接続は、各図面の切替接続場所にて行い、監督官の指示する日時に実施するものとする。
- (3) 線路試験は、絶縁抵抗測定及び導体抵抗測定とし、試験成績書（任意様式）にて監督官へ提出するものとする。

3 通信ケーブル撤去工事

- (1) 撤去物は、各図面の撤去項目による。
- (2) 通信ケーブル撤去後の空き管路には、通線ひもを新設するものとする。



案内図

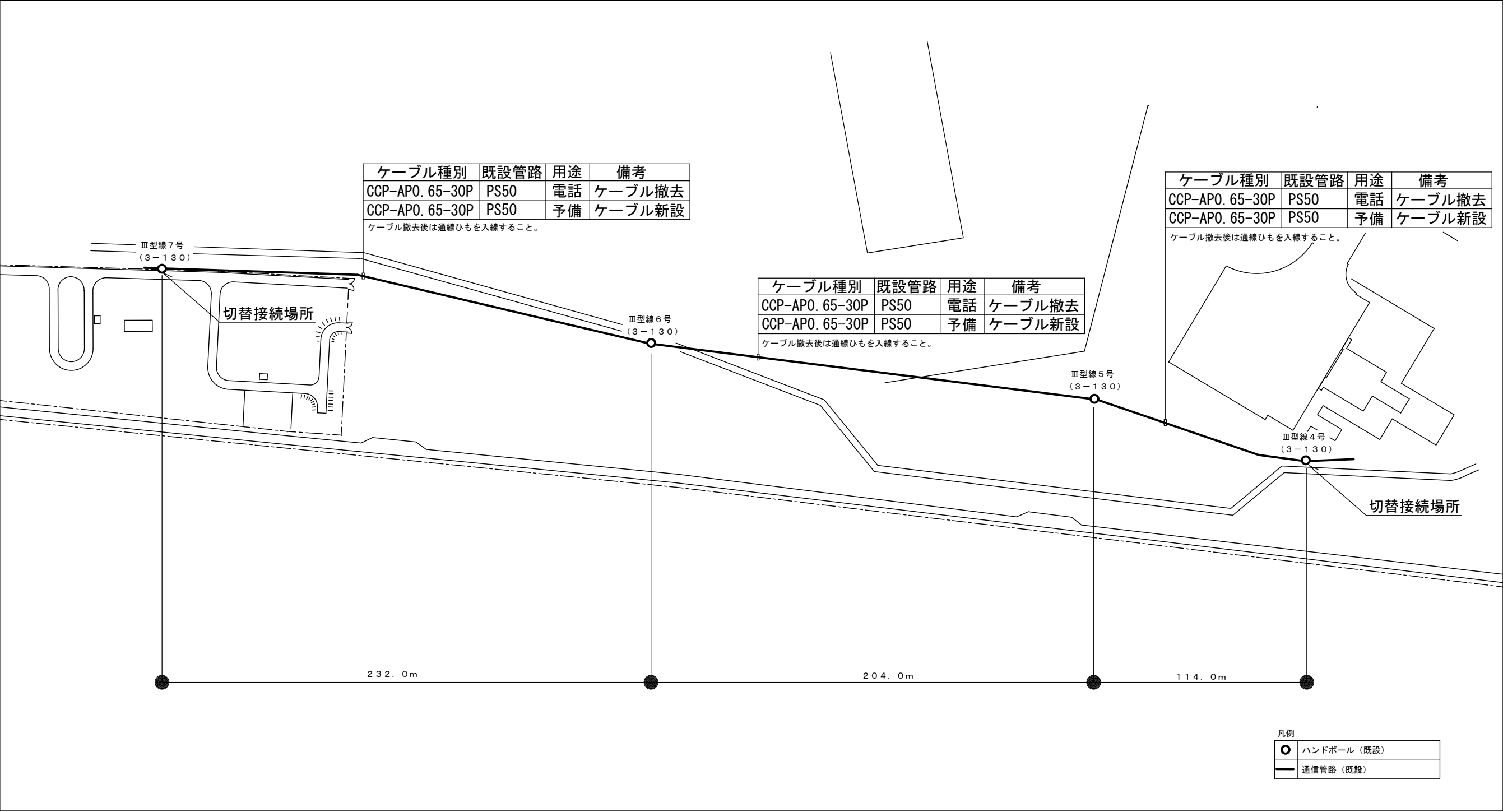


配置図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製

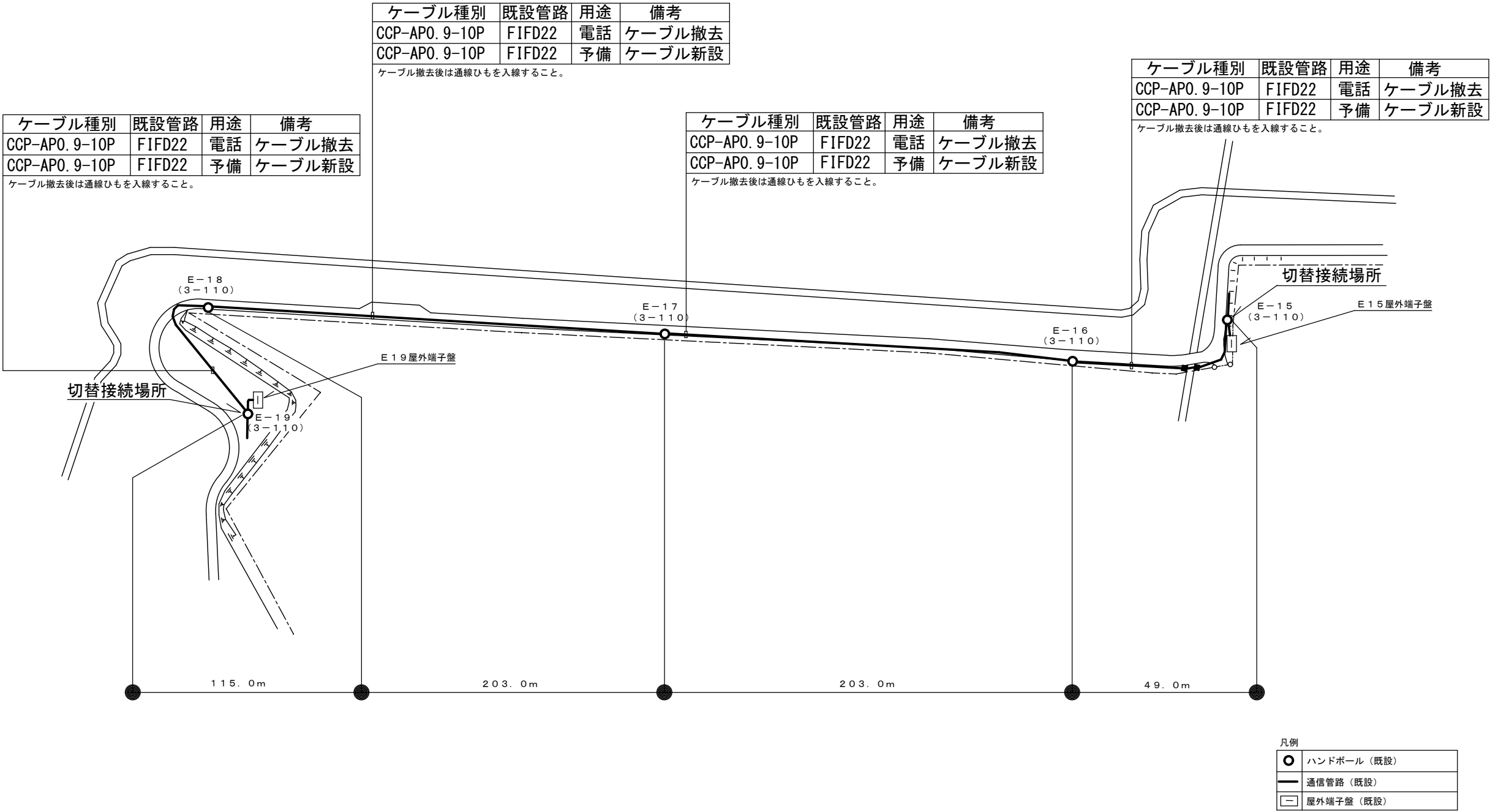
工事名称	老朽化通信ケーブル更新工事	図面番号	全7葉の内3
図面名称	案内図・配置図	図面縮尺	

松島基地サイバー運用隊 令和7年5月13日



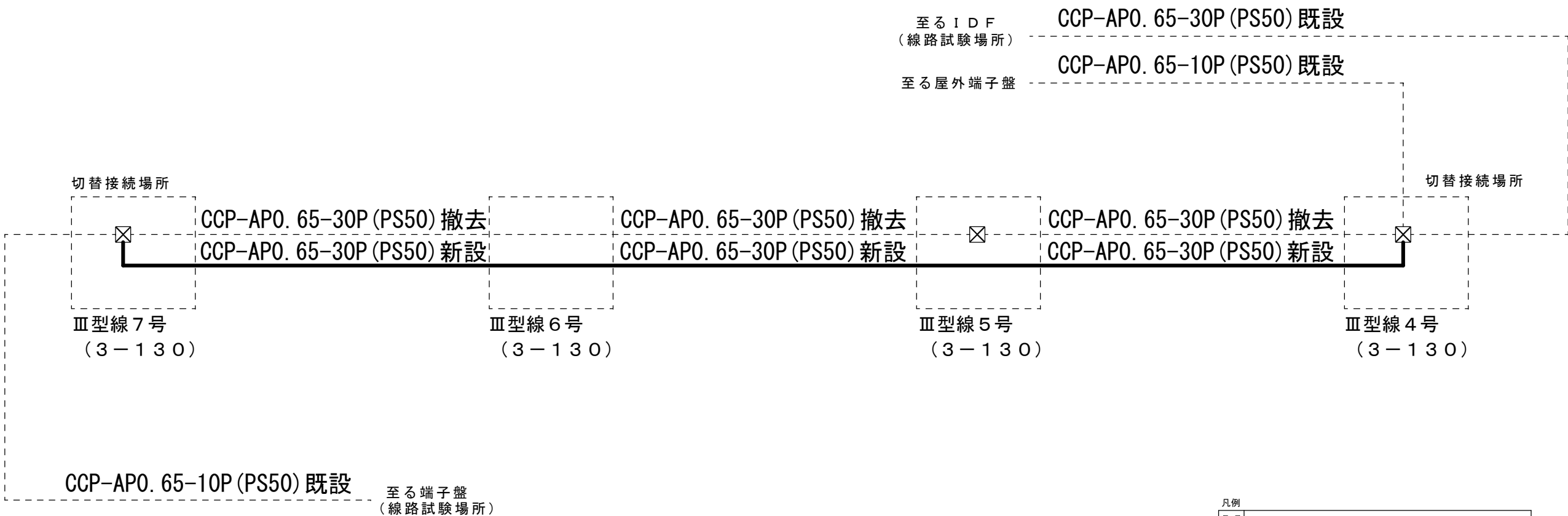
構内通信線路図 (1)

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	老朽化通信ケーブルの更新工事	図面番号	全7葉の内4
図面名称	構内通信線路図 (1)	図面縮尺	
松島基地サイバー運用隊		令和7年5月13日	



構内通信線路図（2）

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	老朽化通信ケーブルの更新工事	図面番号	全7葉の内5
図面名称	構内通信線路図（2）	図面縮尺	
松島基地サイバー運用隊		令和7年5月13日	



凡例	
□	ハンドホール (既設)
- -	地下管路、通信ケーブル (既設)
—	地下管路 (既設)、通信ケーブル (新設)
⊗	解体可能型接続部材 (既設)
(注記)	
1 図中、通信ケーブル撤去後の管路には、通線ひもの入線を行う。	
2 図中、解体可能型接続部材は、切替接続時に新品へ交換する。	
3 切替接続後のケーブル試験は、監督官が指定する1区間とする。	

構内通信線路系統図 (1)

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	老朽化通信ケーブル更新工事	図面番号	全7葉の内6
図面名称	構内通信線路系統図 (1)	図面縮尺	
松島基地サイバー運用隊		令和7年5月13日	

構内通信線路系統図（２）

凡例

	ハンドホール（既設）
- -	地下管路、通信ケーブル（既設）
	地下管路（既設）、通信ケーブル（新設）
	解体可能型接続部材（既設）

(注記)

1

図中、通信ケーブル撤去後の管路には、通線ひもの入線を行う。

2

図中、解体可能型接続部材は、切替接続時に新品へ交換する。

3

切替接続後のケーブル試験は、監督官が指定する１区間とする。

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	老朽化通信ケーブル更新工事	図面番号	全7葉の内7
図面名称	構内通信線路系統図（２）	図面縮尺	
松島基地サイバー運用隊		令和7年5月13日	